富秋学園整備事業における
火災事故と工事再開に向けた説明会

OKUMURA CORPORATION

日時　：令和8年10月15日(木)19:00～
場所　：人権文化センター 1階大会議室
発注者：和泉市
受注者：奥村組・内藤建築事務所・テクノ工営特定建設工事共同企業体
施工者：株式会社奥村組

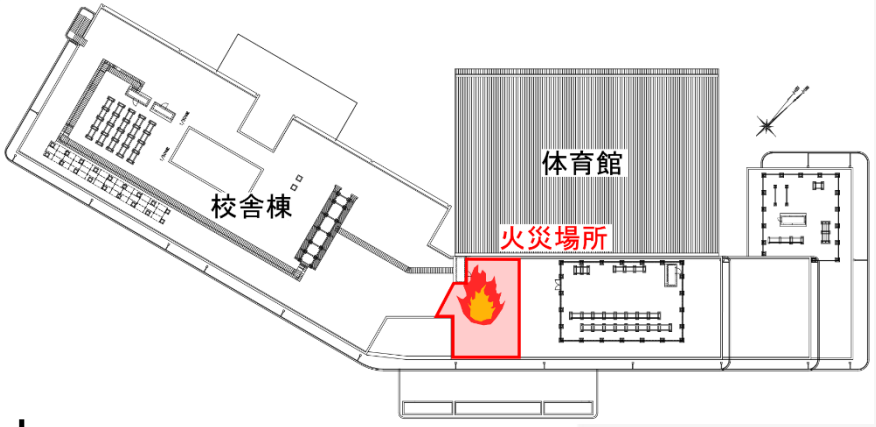
目次

1.火災事故の概要と原因
2.被害状況と火害診断
3.修繕工事の内容
4.再発防止策と安全管理体制
5.工事再開に向けたお願いと今後の工事工程について
（質疑応答）

1. 火災事故の概要と原因

◆火災発生日時

・発生日　：令和8年7月29日(水曜日)
・発生時刻：12時55分



◆火災発生場所

(仮称)富秋学園整備事業工事現場　新校舎東側屋上

◆火災発生状況

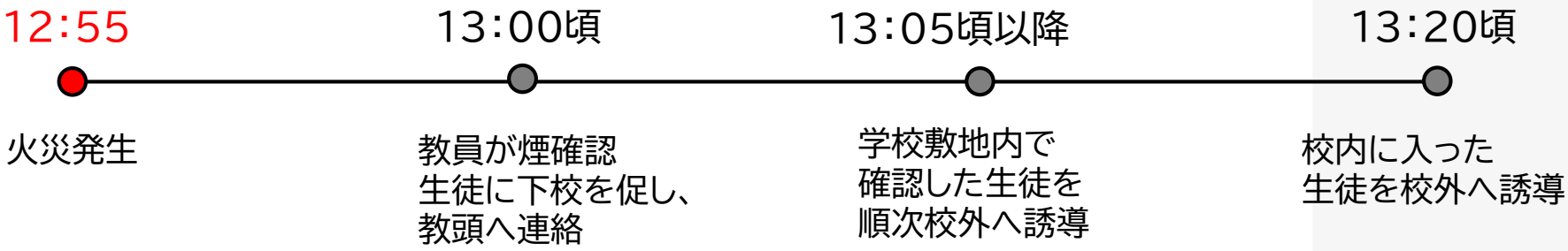
・12:55　昼休憩明けに現場に向かおうとした作業員が、屋上から煙が上がっているのを発見。
・12:55　当該作業員から報告を受け、119番通報。
・12:55　消火器での初期消火を試みたが、火の手が強く、建物内の作業員に避難を指示。
・13:05　消防隊・警察到着。周辺道路の車両規制及び消火活動開始。
・13:39　鎮圧。最終鎮火まで消火活動継続。
・14:40　鎮火。

◆被害状況

・一部近隣において、体調不良や住宅のすす汚れが見られましたが、ともに回復及び解消。
・新校舎において、屋上のコンクリート及び竪樋の焼損、ガラスの破損、消火活動による水濡れ等。

OKUMURA CORPORATION

◆火災発生時の学校の状況



生徒の状況

火災発生時から13:20頃までの間に、次の生徒が学校敷地内にいました。

・クラブ活動終了後も学校敷地内に残っていた生徒

・一度下校した後、学校敷地内へ戻ってきた生徒

・火災発生後に学校敷地内へ入った生徒

教員の対応

・火災による煙を確認した教員は、学校敷地内に残っていた生徒に下校を促し、教頭へ連絡

・教頭が校内を見回り、生徒の有無を確認

・教員が確認した生徒に対しては、下校を指示し、順次校外へ誘導

確認された数名の生徒については、
怪我や体調不良等はなく、教職員の指導・誘導により速やかに下校

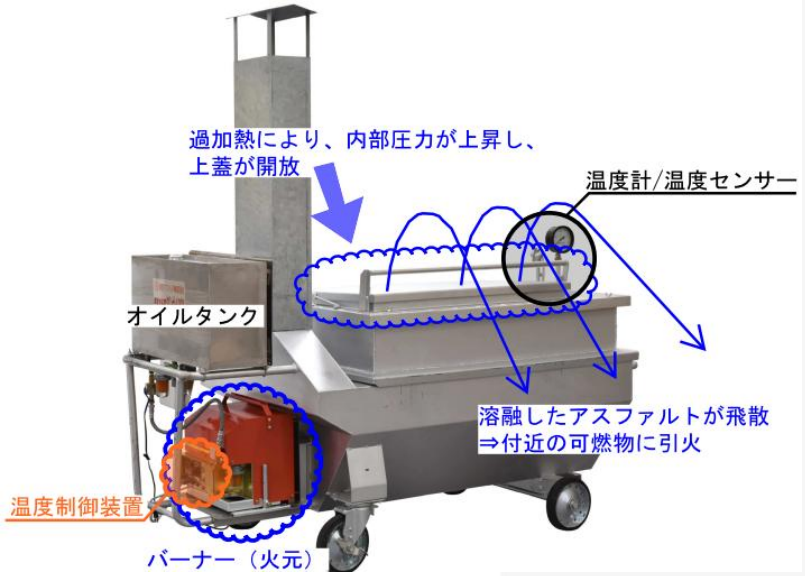
OKUMURA CORPORATION

◆火災発生原因

〈原因〉

・新校舎屋上で、アスファルト防水作業中、
アスファルト溶融釜の過加熱により、
釜内部圧力が上昇し、上蓋が外れた際、
釜内の溶融アスファルトが飛散し、出火。

・周辺に保管していた可燃性のある
防水工事材料（断熱材、燃料、防水材）へ延焼。



【アスファルト溶融釜】

〈背景〉

・昼休憩時は火を消すルールのところ、作業員が消火を忘れ、昼休憩に入った。

・作業責任者の確認・監視が十分ではなく、自ら消火確認を行わなかった。

・溶融釜の温度制御装置が正常に作動しなかった。

・火気作業付近に可燃物を仮置きしていた。

※アスファルト防水　：アスファルトを主成分とした防水材料を用いて防水層を形成する工法。
　アスファルトは固形物で搬入するため、施工に際し、溶融する必要がある。
※アスファルト溶融釜：固形アスファルトを加熱して溶かすための専用の釜

OKUMURA CORPORATION

2. 被害状況と火害診断

◆被害状況



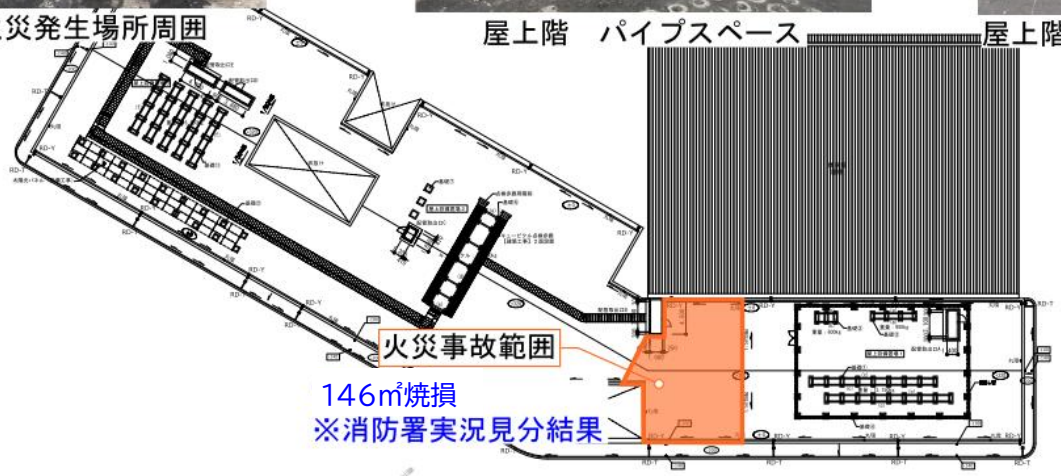
屋上階　火災発生場所周囲



屋上階　パイプスペース



屋上階　スラブコンクリート（床）





3階　アルミサッシ（硝子割れ）



2階　竪樋（焼損）



1階　消火用水による被害（内装材水濡れ）

OKUMURA CORPORATION

◆火害診断の実施

火災による構造部材への影響を客観的に評価するため、第三者性を有し、火害調査の専門機関である一般財団法人日本建築総合試験所（以後GBRC）へ和泉市より調査・診断を依頼し、火害診断を実施。

◆火害診断方法（GBRC火害調査計画書より）

調査・診断は、一般社団法人日本建築学会
「建物の火害診断および補修・補強方法指針・同解説」に従って実施。

①予備調査：火災情報、建物情報の収集、現地下見（令和8年8月4日　実施）

②一次調査：目視観察を主とした非破壊による調査（令和8年8月15日　実施）

③二次調査：一次調査結果に基づき、詳細な測定、サンプル採取を伴う試験・分析調査
（令和8年8月17日・18日　実施）

④火害診断：調査結果に基づく構造部材の火害等級の判定（令和8年9月16日　報告受領）

②一次調査

実施内容

外観目視観察　：　構造部材について、目視により各部材に応じた変状を観察。
打音検査　　：　コンクリートの浮きが懸念される部分をハンマーにより打撃し
打音の違いによりコンクリートの浮きの有無を推定。

調査結果

・屋上床スラブ、パラペット、パイプスペースにコンクリートの爆裂が確認された。
・コンクリートの爆裂による鉄筋の露出は、確認されなかった。
・打音検査によるコンクリートの浮きは確認されなかった。
・2、3階において、構造に影響がなかったものの、すすの付着やアスファルトの飛散が確認された。
・1階において消火活動による水濡れ被害が確認された。

外観目視観察



打音検査



OKUMURA CORPORATION

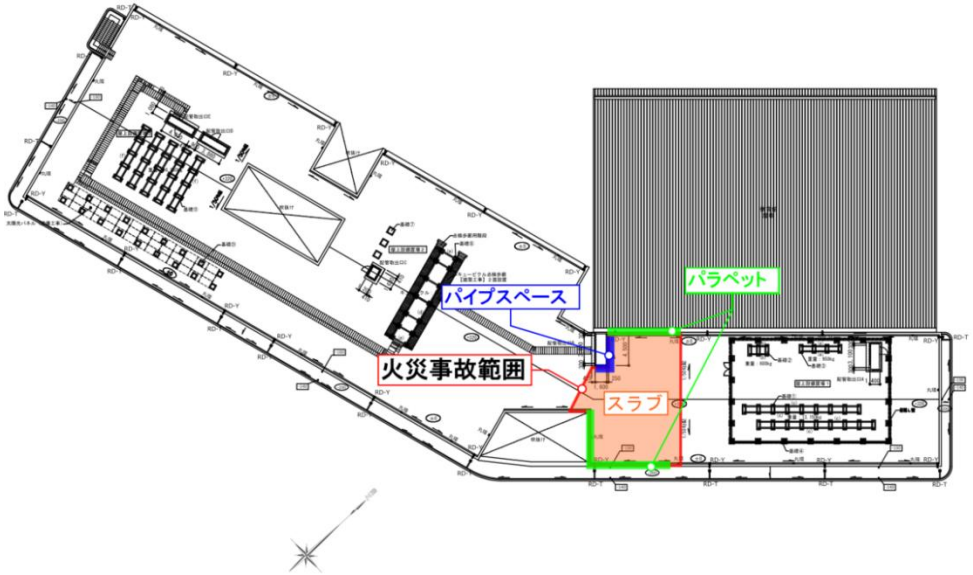
◆被害状況



屋上階　パイプスペース



屋上階　火災発生場所周囲





屋上階　スラブコンクリート(床)

OKUMURA CORPORATION

③二次調査

実施内容

コンクリート反発度測定：

リバウンドハンマーを用いてコンクリート表面の反発度を測定。
跳ね返り具合で強度を推定する検査　⇒　健康診断

コンクリート圧縮強度試験：

現地からコンクリートコアを直接採取し、圧縮強度試験を実施。
強度を直接確認できる検査　⇒　血液検査・精密検査

調査結果

・反発度は、火災影響部および非損傷部を比較し、明瞭な差異は認められなかった。
・圧縮強度は、設計基準強度以上であることが確認された。


コンクリート反発度測定


コンクリートコアの採取


コンクリートコア圧縮強度試験

◆調査結果まとめ

一次調査結果

・一部のコンクリート表面に爆裂を確認
・鉄筋の露出はなし
・コンクリートの浮きはなし

二次調査結果

・反発度は、非損傷部と比較し、明瞭な差異なし
・圧縮強度は、非損傷部と比較し、明瞭な差異なし
（屋上床スラブ）
・圧縮強度は、設計基準強度以上
（一部パラペット、パイプスペース）

一次調査・二次調査の結果

構造上主要な屋上床コンクリートの強度に問題がないことを確認

④火害診断の結果

火害影響のあった構造部材の火害等級は

火害等級Ⅱ～Ⅲ級

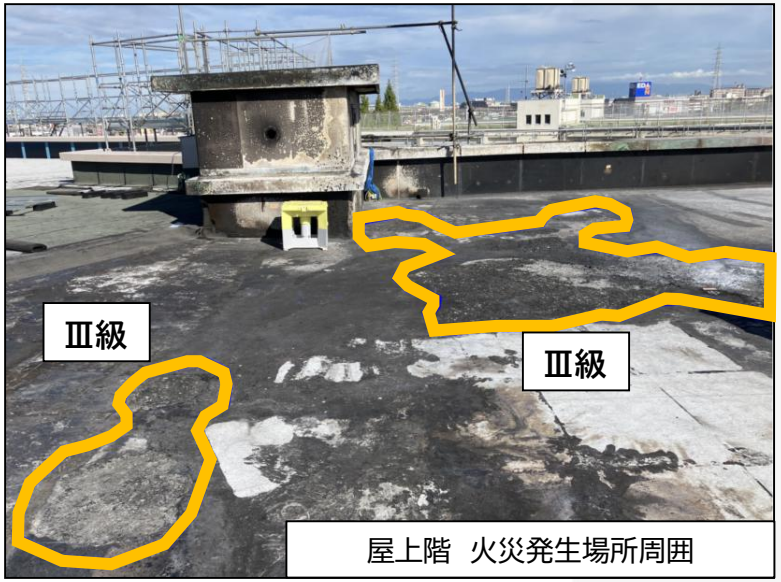
火害等級	定義	構造種別による具体例	
		鉄筋コンクリート造	鉄骨造
I級	構造耐力上、火災の影響を全く受けていない	無被害の状態	鋼材の塗装および耐火被覆に火災の影響がない状態
II級	構造耐力上の影響はないが、表面劣化などの被害はある	表層に限定される被害がある状態	鋼材の塗装および耐火被覆のみの損傷がある状態
III級	構造耐力上、影響が少ない（軽微な補修で再使用可能）	表面から鉄筋までの位置に被害がある状態	ボルト接合部（高力ボルト接合部を含む）の変形・すべりやボルトの材質変化がある状態
IV級	構造耐力上、影響が大きい（補修・補強によって再使用可能）	主筋との付着に支障のある被害がある状態	部材に変形が残っている状態
V級	構造耐力上、甚大な被害がある（部材の取り替えが必要）	鉄筋の露出が大きいなどの被害がある状態	部材に構造性能を担保できない変形や材質の変化がある状態

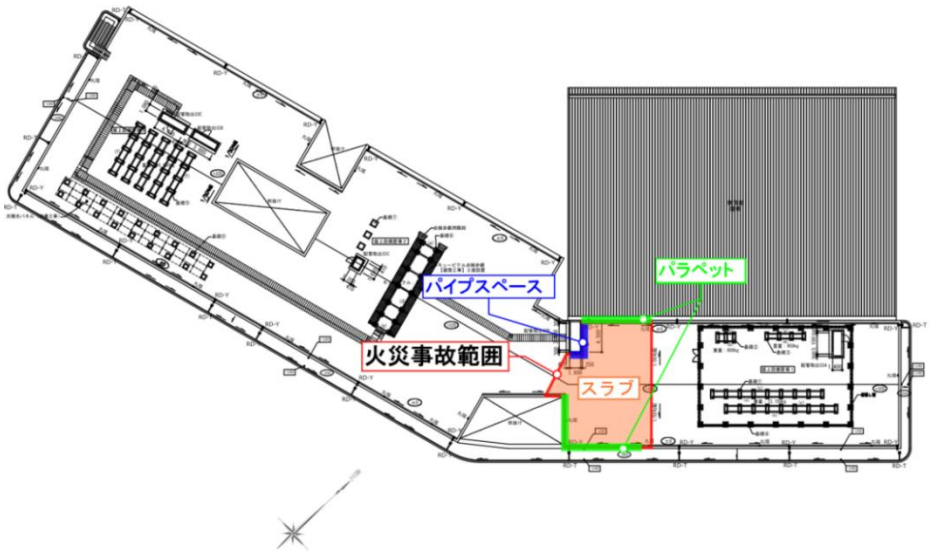
構造部材の火害の程度を示す「火害等級」
（日本建築学会:「建物の火害診断および補修・補強方法　指針・同解説」より）

OKUMURA CORPORATION

◆火害等級









OKUMURA CORPORATION

3.修繕工事の内容

◆修繕工事内容

①屋上階　床スラブコンクリートの修繕

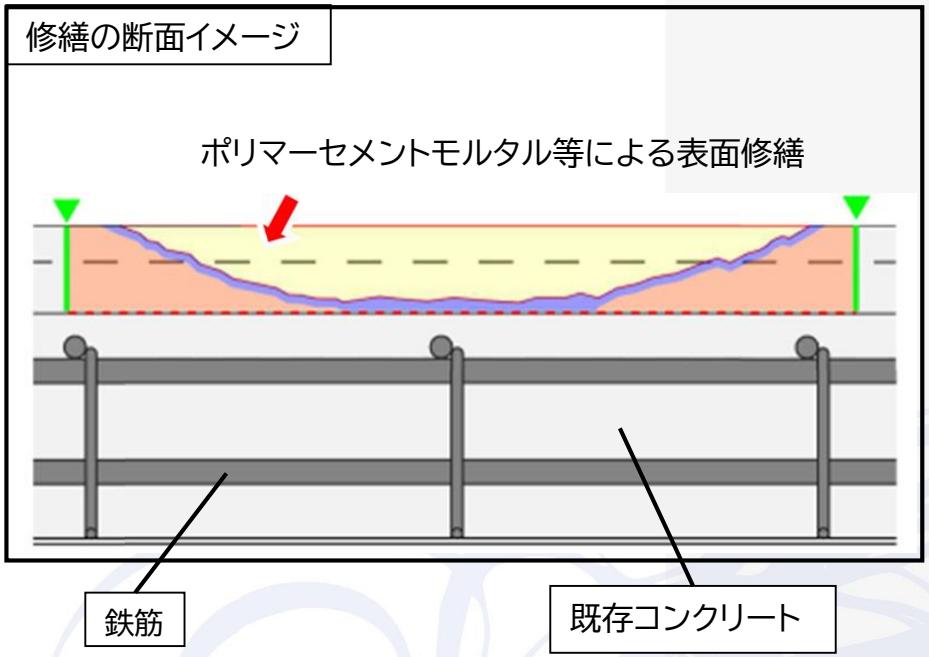
・床コンクリートの表面が爆裂し、コンクリート表面の損傷が確認された
・設計基準強度以上の圧縮強度が確認された
・非損傷部との比較においては、**同等の圧縮強度**であった

➡ 鉄筋を保護するため、損傷部をポリマーセメントモルタルにより修繕

現状の損傷状況

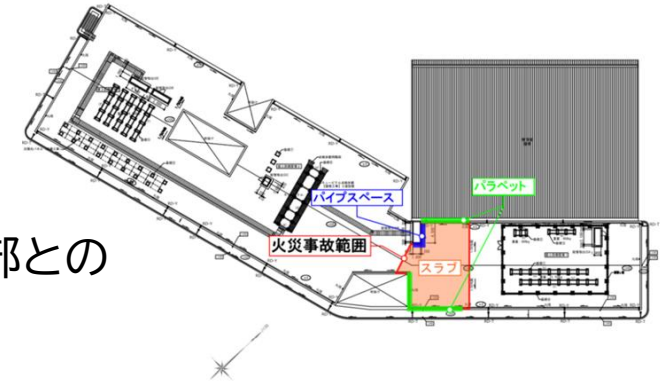


修繕の断面イメージ



OKUMURA CORPORATION

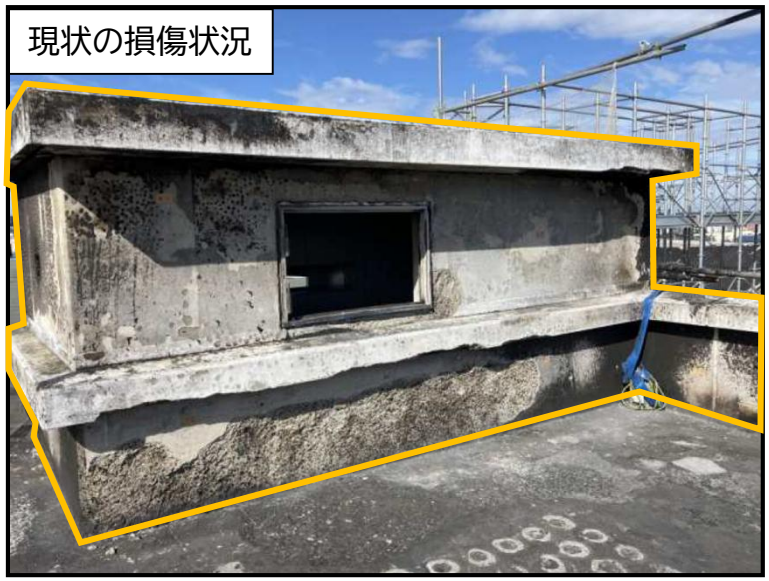
◆修繕工事内容



②屋上階　パラペット・パイプスペースの修繕

設計基準強度以上の圧縮強度が確認されたが、非損傷部との比較においては、**圧縮強度の低下**が見られた

➡該当する範囲を解体撤去し、コンクリートで再構築





③内装及び外装等の修繕

外部仕上げ材の焼損、すすによる汚損、消火活動による水濡れ等が確認された部分

➡安全性を考慮し、被害が確認された範囲より広範囲を対象に撤去、再施工

OKUMURA CORPORATION

4. 再発防止策と安全管理体制

◆火災発生原因となった作業に対する再発防止策(1／2)

①溶融釜の管理体制の強化

これまで(火災発生時の体制)	再開後の対応
溶融釜の温度管理を行う釜場責任者(協力業者)1名	正・副の2名(協力業者)に増員 休憩時や打合せ時も必ず1名を配置

②使用機材の点検方法の明確化

これまで	再開後の対応
点検実施日や頻度など詳細な定めなし	新たに点検表を作成し、 いつ・だれが・どのように・何を点検するのかを明確化 点検の実施・確認・記録を徹底

③協力会社の安全衛生責任者の常駐

これまで	再開後の対応
協力会社の安全衛生責任者は非常駐	協力会社の安全衛生責任者は、作業中は作業場に常駐し、再発防止策が確実に行われているか確認

◆火災発生原因となった作業に対する再発防止策(2／2)

④可燃物の配置基準の見直し

これまで	再開後の対応
火災予防条例に準じて、 溶融釜の周囲1メートル以内 に可燃物を置かないルール	溶融釜の周囲3メートル以内に可燃物を 置かないルールに見直し

⑤作業員の役割の明確化

これまで	再開後の対応
釜場責任者以外の作業員の役割が 明確になされないまま作業を実施	人員配置の見直しを行い、火気作業における 作業員毎の役割を明確に定めて周知、定めた 手順で作業が行われているかを確認

⑥溶融釜使用時の監視体制の強化

これまで	再開後の対応
奥村組職員の現場巡回時に作業 状況を確認	作業場に新たにWEBカメラとパトランプの 設置を行い、溶融釜使用時はパトランプを点 灯し、現場事務所及び奥村組社内でも溶融釜 使用の有無、休憩時・作業終了時の消火確認 が適切に行われているかを常時確認

◆その他の火気作業への安全対策

これまで実施している対策（火気使用許可の主な条件）

①作業内容・作業場所・作業時間を報告

②交付された許可証を作業場に掲示

③作業場所に消火器・消火バケツを設置

④火気が飛散する範囲の可燃物を除去し、除去出来ない場合は不燃材で養生

⑤作業終了時の残り火確認を行い、現地危険予知活動表に記入の上、担当職員に報告すること

＋

新たに追加する対策

①朝礼時の周知
火気作業者は朝礼時に、作業内容・作業場所・作業時間を発表し、作業者自身も作業の重大性を再認識した上、全作業員に周知

②火気作業願の配布・返納
朝礼時に奥村組が承認した火気作業願の写しを作業員に配布
作業終了時の残火確認後に返納し、残火確認報告を行う。継続作業においてもこれを繰り返し行い、意識向上を図る

③時間帯別の危険予知活動
午前・午後の時間帯別現地危険予知活動を実施し、作業の進捗に応じた時間帯ごとの危険予知を実施

◆その他の工事における安全対策

火気作業に限らず、工事全体について作業ごとの危険性を確認し、
必要な安全対策を講じた上で作業を実施します。

基本となる日常の安全管理

1. 安全管理担当責任者による、日々の安全巡回を実施して、現場の危険をなくします。
2. 作業指揮者は、各工事ごとの作業員の管理、指揮を徹底いたします。
3. 厳密なコミュニケーションを図り、気づきの共有と的確な対応で、危険の芽を早期に摘み取ります。
4. 使用する仮設設備と機械工具の点検整備を徹底いたします。

①高所作業

1. 高所作業を回避する施工計画、作業手順を計画し、墜落転落災害の要因を低減します。
2. 高所作業では、適切な安全設備を先行して、確実に使用します。
3. 5m以上の高さにおける足場や高所作業車では、フルハーネス型安全帯の使用を徹底します。

②重機・クレーン作業

1. 現地、現物、現実に則した作業を計画し、運転、設置、操作のルールを厳守して、重機クレーン災害を防止します。
2. 定格総荷重の厳守と用途外作業を厳禁として、重機クレーン転倒災害を防止します。
3. 重機と作業員接触防止ルールを厳守し、重機クレーンと作業員の接触災害を防止します。

③資材搬入・車両

1. 関係車両の現場ゲート入退場の際は、誘導員による第三者優先で安全誘導を徹底して第三者災害を防止します。
2. トラック荷台への昇降は専用設備を使用し、荷台上での作業は親綱を張り、安全帯使用で、低所からの転落による災害を防止します。

◆安全管理体制について

新たに追加する対策

①専任安全管理担当者の増員配置

専任の安全管理担当者を新たに増員配置し、日々の安全管理を強化

②工事部長経験者による安全・品質パトロールの定期実施

工事部長経験者による安全・品質パトロールを定期で毎月2回実施し、経験により、後工程を読んで、発生しうる危険を事前に察知し、対策指導を行う

これまでの取組をさらに強化する対策

③パトロールの強化

安全管理課による安全パトロールを

2ヶ月に1回 ➡ 月2回

に増やし、専門部署による視点で確認・指導し事故を防止

④現場巡視の強化

担当工事部長による現場巡視を

月2回 ➡ 週1回(月4回)

に増やし、作業の状況・工程を確認し事故を未然に防ぐ

⑤危険予知活動の強化

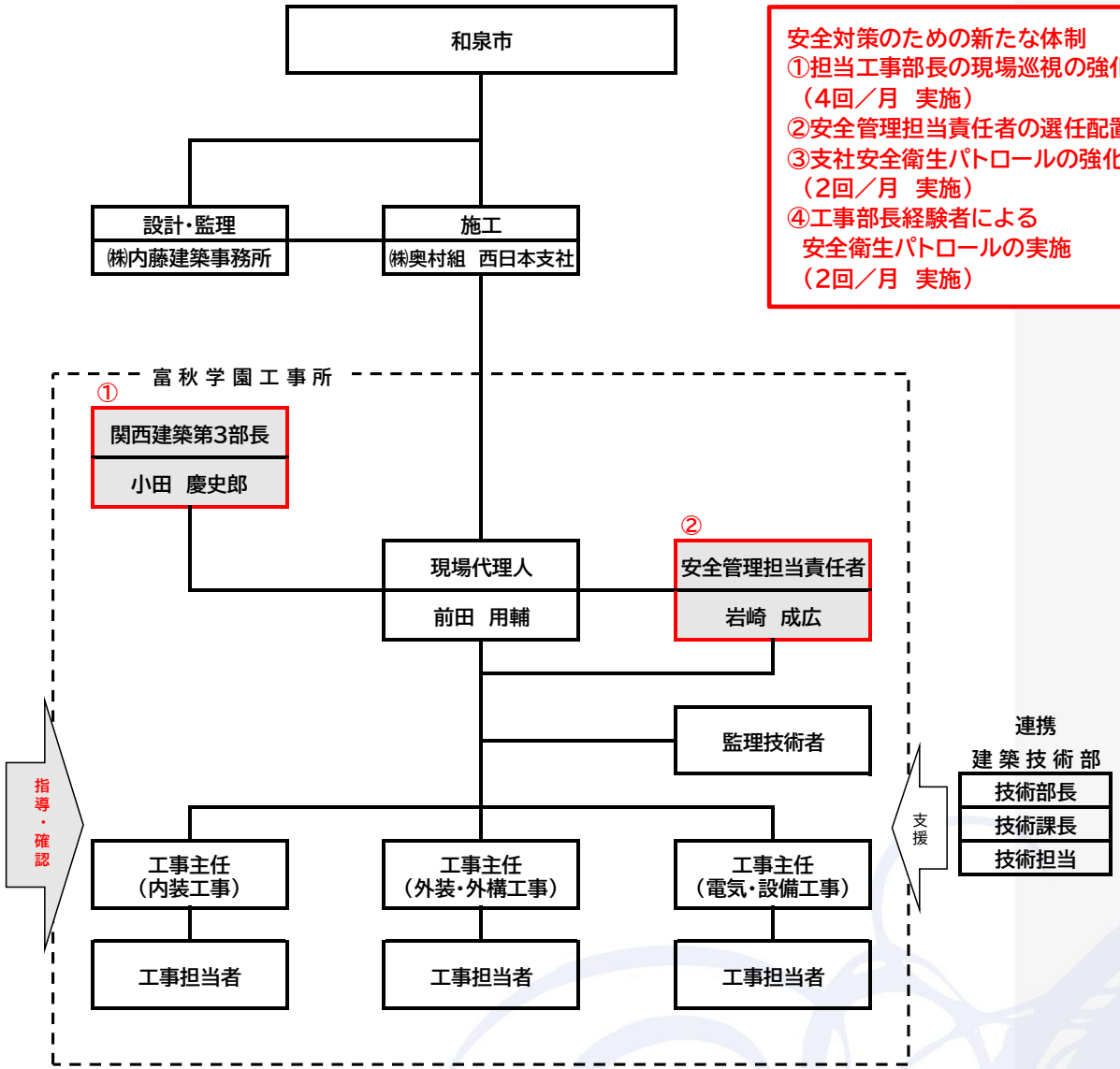
朝礼後に実施している危険予知活動に加え、午後の作業開始時も実施し、作業状況の変化に応じた危険ポイント等を周知する(奥村組職員も参加)

これまでどおり継続して実施する取組

⑥安全衛生環境協議会の実施

安全衛生環境協議会は、これまで通り月1回実施し、協力業者・奥村組一丸となって事故を起こさぬよう安全意識を高めて日々の安全管理を行う

◆工事再開時の施工管理体制



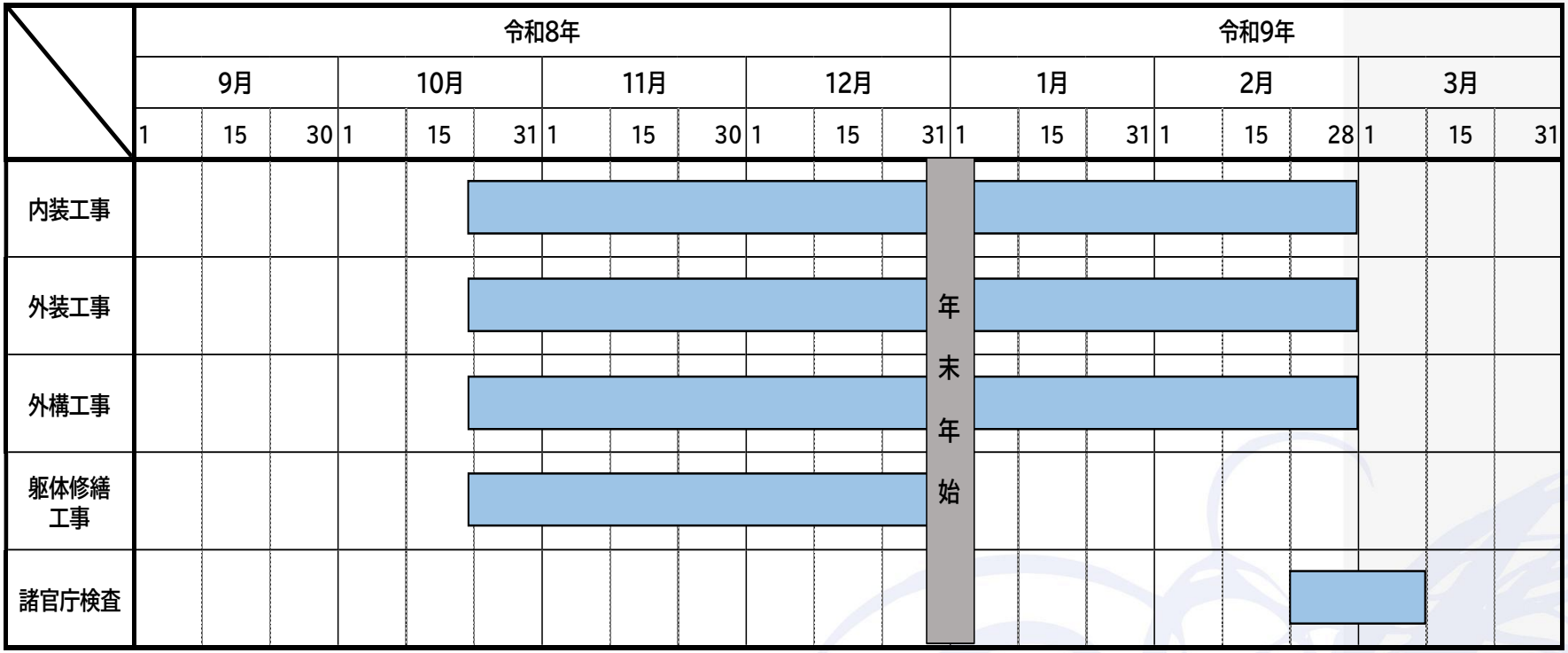
OKUMURA CORPORATION

5.工事再開に向けたお願いと
今後の工事工程について

◆工事再開に向けて

・新校舎棟の内装工事、外装工事、外構工事、躯体修繕工事につきまして、

令和8年10月19日より工事を再開させていただきたいと考えております。



OKUMURA CORPORATION

◆作業日および作業時間の変更について

・土曜および祝日を作業日として稼働させていただきたいと考えております。

・騒音による影響が少ない内装作業（塗装工事、クロス貼りなど）に限り、

最長21時まで、作業させていただきたいと考えております。

※）18時以降は、外部への音漏れ防止のため、窓等を閉鎖し作業いたします。

◆完成予定について

・上記作業日、作業時間の変更を踏まえ、工事再開させていただいた場合、

令和9年2月末を目標に、新校舎等の引き渡しを予定しております。

◆皆様からのご意見・ご要望について

これまでに、近隣の皆様からいただいた工事に関する主なご意見・ご要望についても、工事再開にあたり、より一層周辺環境への配慮を行い、安全対策等に取り組んでまいります。

ご意見・ご要望	ご意見に対しての対応
①現場付近での工事車両の待機について	全協力会社に対し、改めて現場付近での工事車両待機の禁止を周知徹底いたします。
②工事の騒音対策について	音の出る作業について作業前に注意喚起を行い、周辺環境へ配慮し作業を進めます。
③砂ぼこり等の飛散について	砂ぼこり等の飛散防止のため、場内での徐行運転の徹底、散水による飛散防止対策を徹底します。
④現場出入口での誘導について	交通誘導員へのモラル教育をあらためて実施し、歩行者や自転車、一般車両の安全を最優先とした誘導を徹底いたします。

質疑応答

【お問合わせ先】

株式会社奥村組　富秋学園工事所

〒594-0082　大阪府和泉市富秋町2-2-89

TEL:0725-92-7820

FAX:0725-92-7821

OKUMURA CORPORATION